

のぞみ総合法律事務所 行動計画

仕事と家庭生活を両立させることができる、働きやすい職場環境をつくることにより、職員全員が安心して職業生活をおくり、その能力を十分に発揮することができるよう、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成23年4月1日～平成27年3月31日までの4年間

2 内容

目標1：育児休業等に関する知識があまり浸透していないこと、育児介護休業法が改正されたこと、また、若い職員も多く、今後仕事と育児の両立に対するニーズが高まることが予測されることから、職員に対し、育児休業等に関する諸制度を広く周知することにより、仕事と子育ての両立について、職場が支援する姿勢を明らかにする。

(周知する内容)

- 労働者の育児休業中における待遇、育児休業後の労働条件に関する事項
- 産前産後休業から育児休業、復帰に至る一連の流れ
- 休業中の社会保険、雇用保険からの給付について
- 短時間勤務制度、所定外労働の免除、制限について 等

(対策)

- 平成23年4月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布
- 平成24年4月～ 研修会の実施

目標2：子供が生まれる際の父親の休暇の取得や、男性の育児休業についての制度を広く周知し、男性でも育児休業を取得することが可能であるという意識改革に取り組む。

(対策)

- 平成23年4月～ アンケート調査
- 平成24年4月～ 制度に関するパンフレットの作成・配布